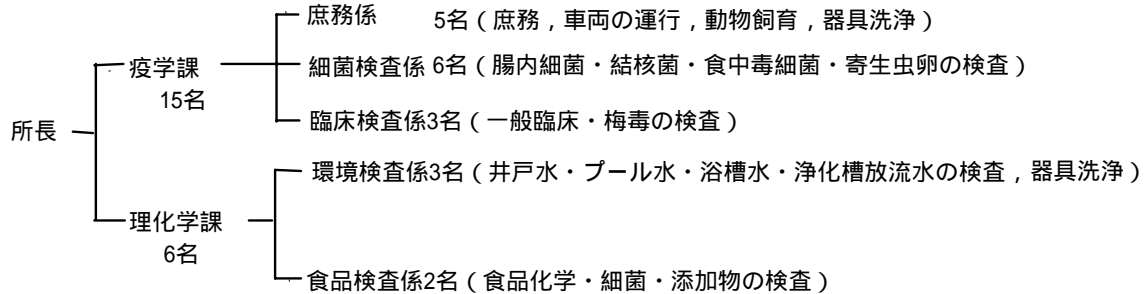


. 参 考 资 料

1 沿革

37. 4 市内4保健所の試験室を統合し(一部臨床検査を除く)、衛生試験所として発足。施設は新築の中央保健所合同庁舎の2階一部、面積200m²。総数22名で発足時の組織は下記のとおり

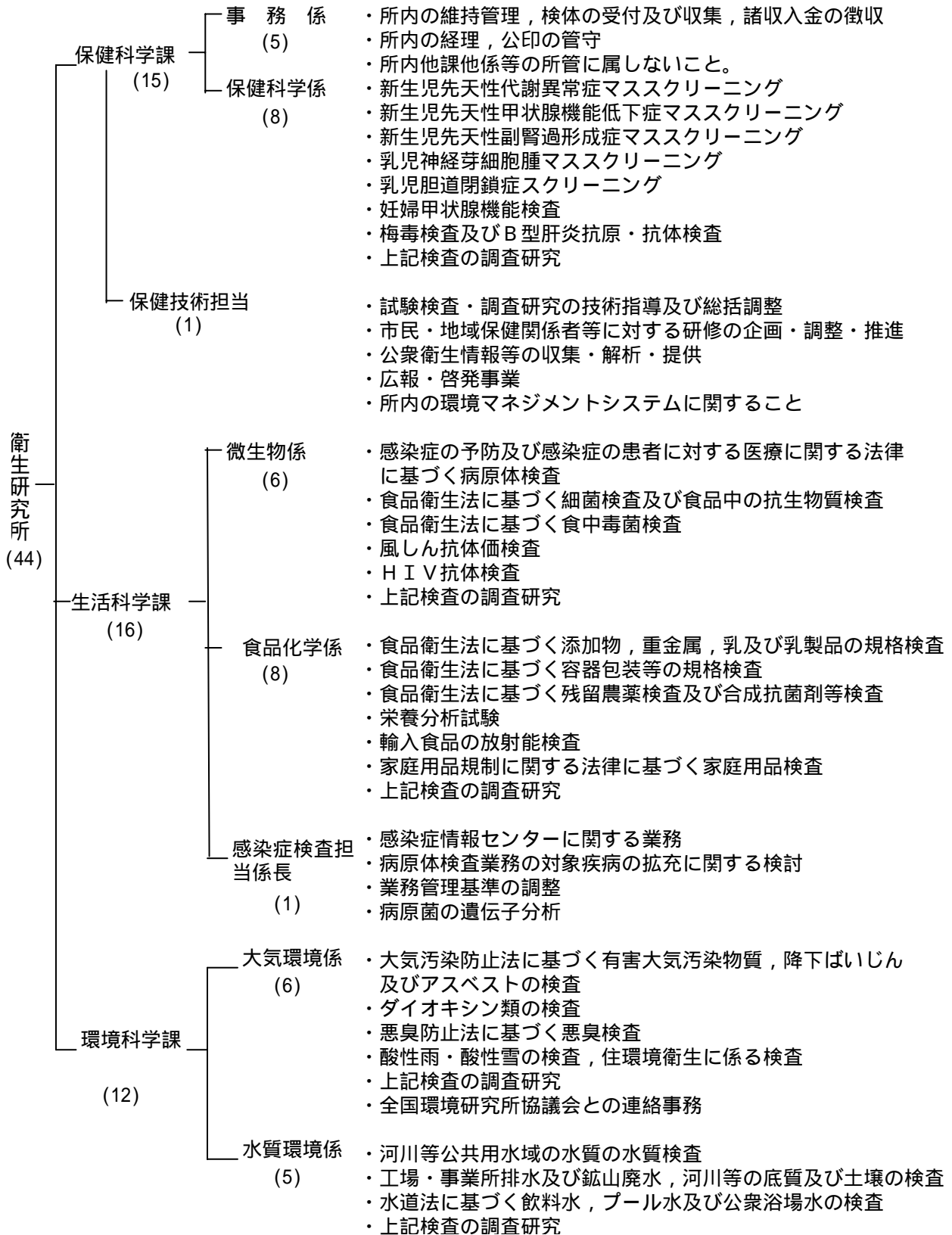


- 38. 4 総数24名(増員2名:臨床検査1名,大気汚染検査1名)
- 39. 4 水質汚濁検査を拡充(主要河川調査,洗剤汚染調査等)
- 40. 4 総数25名(増員1名:水質汚濁検査)
- 41. 4 総数26名(増員1名:水質汚濁検査)
- 41. 7 施設増改修(2,3階の一部),面積550m²に増(2階 理化学,3階 事務室,疫学)
- 42. 4 定数29名(増員3名:庶務1名,食品検査1名,水質検査1名)
- 43. 4 定数31名(増員2名:細菌検査)
- 44. 4 定数34名(増員3名:庶務1名,食品検査1名,水質検査1名)。ウィルス検査を開始
- 45. 4 定数36名(増員2名:臨床検査1名,食品検査1名)。農薬検査開始
- 46. 4 定数39名。公害検査係を新設し,環境検査係から大気,水質汚濁検査を移管(2課6係)
- 47. 4 公害検査課を新設。理化学課から公害検査係を分離,当課所属とする(3課6係)。また,庶務係を事務係に,細菌検査係を微生物検査係にそれぞれ名称変更。定数41名(増員2名:食品検査)。施設的大幅増改修開始(3,4階部分,47~48年度継続事業)。かん水・色素製剤検査開始
- 47. 7 P C Bの残留検査開始
- 48. 4 衛生研究所と改称。定数43名(増員2名:水質汚濁検査),食品検査係の細菌検査を微生物検査係に移管
- 48.10 施設改修完了。専有面積1,457m²
- 49. 4 定数45名(増員2名:微生物1名,家庭用品1名)。環境検査係で家庭用品検査開始
- 49. 7 悪臭物質分析開始
- 50. 4 公害検査課を大気検査係と水質検査係に分割(3課7係)。定数47名(増員2名:大気検査1名,水質汚濁検査1名)
- 50. 7 全国環境測定分析統一精度管理調査に参加(初回)
- 52. 4 微生物・臨床検査室の改修(放射性免疫化学検査室の設置等75m²)。微生物検査係の1名を臨床検査係へ配置替えし,先天性代謝異常検査開始
- 53. 4 微生物検査係の3名を臨床検査係へ配置替えし,先天性甲状腺機能低下症検査開始。製品検査民間移譲

- 53.11 コレラ菌のサーベイランス開始(下水, その他)
- 55. 6 先天性甲状腺ホルモン結合たん白欠損症検査開始
- 55.12 昭和55年度地検全国研究「健康と飲料水の無機成分に関する研究」に参加(初回)
- 56. 4 6ヵ月児の小児がん神経芽細胞腫検査開始。
- 56. 6 感染症サーベイランス事業実施, 河川水生生物調査開始
- 57. 5 先天性副腎皮質過形成検査開始
- 57.10 厚生科学研究「食品添加物の1日総摂取量に関する研究」に参加(初回)
- 57.10 Sストアー清田店の飲料水汚染によるわが国最大規模の食中毒(患者数7,751)発生
- 57.12 電子顕微鏡室の新設(既設の原子吸光室の移設と改修により新設)と電子顕微鏡の設置
- 58. 4 市内排水路等環境調査(病原菌等サーベイランス事業)を開始(疫学課微生物検査係と公害検査課水質検査係との合同調査)
- 58.11 厚生科学研究「各都道府県における食品等にかかわる衛生化学検査の精度管理」に参加(初回)
- 59. 7 高周波プラズマ発光分光光度計(I C P)の設置
- 59.11 ガスクロマトグラフ・マススペクトルの設置
- 59.11 スパイクタイヤによるアスファルト粉じん調査開始(札幌市5カ年事業計画)
- 61. 4 新庁舎調査設計費(4千万円)予算計上される
- 61. 6 妊婦甲状腺機能検査開始
- 62. 1 酸性雨(雪)調査を本格的に開始
- 62. 4 アスベスト調査開始
- 62. 4 新庁舎建設着工
- 63. 6 北海道・東北ブロック酸性雨共同調査に参加
- 63. 9 新庁舎竣工(鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階 延べ3,586.8m² 建設費総額16億5千万円)
- 元. 4 フロンガス調査開始
- 元. 8 輸入食品中の放射能検査開始
- 2. 3 札幌アジア冬季大会の女性性別検査実施
- 2. 4 定数45名(業務職2名減)
- 2. 4 札幌市感染症サーベイランス事業病原体検査を開始
- 2. 6 情報誌「ぱぶりっくへるす」創刊号発行
- 2. 7 遺伝子診断装置導入
- 2. 8 地球温暖化関連物質調査開始
- 2. 9 樹木の浄化能力に関する共同研究実施
- 2.10 大気環境中の低沸点有機塩素化合物の調査開始
- 3. 2 札幌ユニバシード冬季大会女性性別検査実施
- 3. 3 JICA 集団研修コース「新生児・乳児マス・スクリーニング技術」の開始
- 3. 4 1歳2ヵ月児の小児がん神経芽細胞腫検査開始
- 3. 8 第1回衛生研究所展開催
- 4. 4 衛生研究所情報管理システム(札幌市5年計画)整備開始

- 4. 7 HIV-1検査開始
- 4. 9 第44回保健文化賞受賞
- 5. 6 国際新生児スクリーニング学会第1回アジア・太平洋会議開催，及び第21回日本マス・スクリーニング学会開催（事務局）
- 5. 6 砂場の衛生検査開始
- 5.10 エイズ検査室改修
- 5.12 HIV-2検査開始
- 5.12 米の緊急輸入に伴い，農薬検査を実施
- 6. 4 所内廃棄物の分別回収とリサイクル開始
- 6. 4 小児アレルギー疾患の予知と予防に関する調査研究開始
- 6. 4 畜水産食品の抗生物質検査開始
- 7. 4 ウィルソン病（銅の代謝異常）検査開始
- 7.12 クリーンルームの設置
- 8. 7 腸管出血性大腸菌の全国的な流行に伴う検査体制の整備
- 8.10 JICA 集団研修コース「都市型水質汚濁防止コース」の開始
- 8.10 安全検査室(レベル3)の設置
- 9. 3 食品衛生検査部門業務管理基準の導入
- 9. 4 地域保健法の全面施行を踏まえ，衛生研究所の機能強化を目的に機構改革を行い，保健科学，生活科学，環境科学の3課6係定数44名体制となる。
- 9. 4 有害大気汚染物質実態調査の開始
- 10. 1 衛生研究所情報システムの運用開始（LAN構築及びインターネット接続）
- 11. 2 結核菌遺伝子分析研究事業の開始
- 11. 7 保育園における腸管出血性大腸菌O26による集団感染症の発生
- 12. 1 インターネットによる札幌市の主な感染症の発生動向調査の公開開始
- 13. 2 ダイオキシン類検査室が完成し，ダイオキシン類検査体制が整う。

2 組織と事務分掌（平成13年10月31日現在）



* カッコ内の数値は現員数

3 職員配置

平成13年10月31日現在

職 種 別 課 係 別		医 師 職	技 術 職						事 務 職	業 務 職	技 能 職	合 計
			獸 医 学	薬 学	理 学	工 学	農 学	水 産 学				
所 長		1										1
保健科学課 (15)	課 長				1							1
	保健技術担当課長					1						1
	事 務 係								4		1	5
	保 健 科 学 係			2	2	2		1	1			8
生活科学課 (16)	課 長				1							1
	微 生 物 係			1	2			1	2			6
	食 品 化 学 係			3	2	1	1	1				8
	感染症検査担当係長			1								1
環境科学課 (12)	課 長				1							1
	大 気 環 境 係				2	3	1					6
	水 質 環 境 係				1	3		1				5
合 計		1	0	7	9	12	3	4	3	4	1	44

4 職員名簿

平成13年10月31日現在

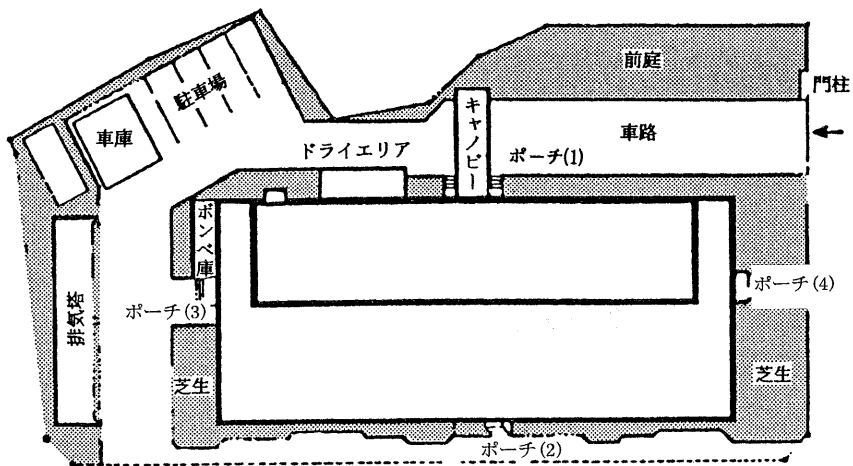
所 長	藤田 晃三	生活科学課長	大谷 倫子
保健科学課長	尾崎 恒一	微生物係長	赤石 尚一
事務係長	新妻 眞吾	技術職員	川合 常明
"	吉川 恵子	"	廣地 敬
"	金子 剛	"	坂本 裕美子
"	山口 都照	"	菊地 正幸
技能職員	西谷 勝典	"	宮北 佳恵
保健科学係長	水嶋 好清	食品化学係長	相澤 博
技術職員	田上 泰子	技術職員	五十嵐 正次
"	荒井 修	"	小松 育男
"	花井 潤師	"	阿部 敦子
"	三上 篤	"	扇谷 陽子
"	本間 かおり	"	鈴木 恵子
"	竹下 紀子	"	久保下 誠
"	野町 祥介	"	金田 匡平
保健技術担当課長	守屋 佑二	感染症検査担当係長	林 康一
		環境科学課長	小塚 信一郎
		大気環境係長	山本 優
		技術職員	西野 茂幸
		"	立野 英嗣
		"	恵花 孝昭
			木原 敏博
			小田 達也
		水質環境係長	山本 正昭
		技術職員	藤森 裕悟
		"	今西 守
		"	澤田 孝子
		"	畠山 久史

5. 施設概要

建物の概要

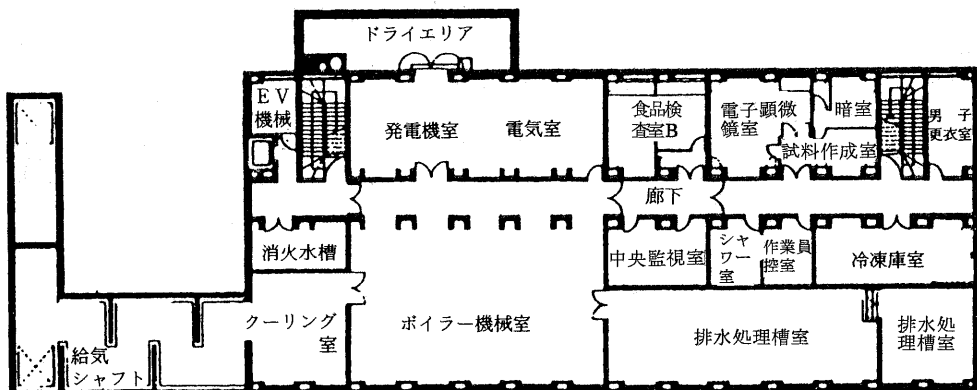
位 置	札幌市白石区菊水9条1丁目
敷地面積	2196.62 m ²
竣工	昭和63年9月30日
構造	鉄筋コンクリート造り
	地下1階 地上4階
延べ建築面積	3,586.8 m ²

配置図

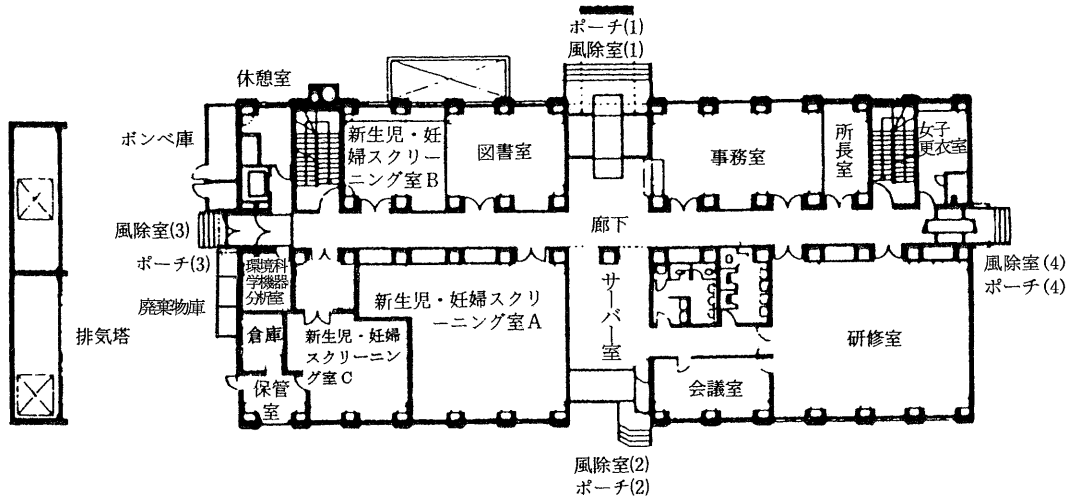


平面図

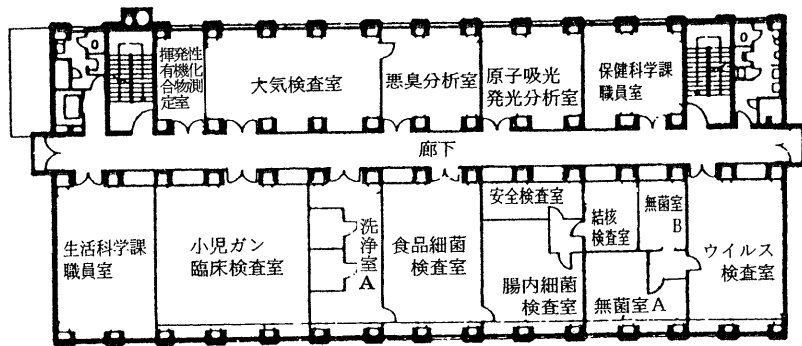
〔地階〕



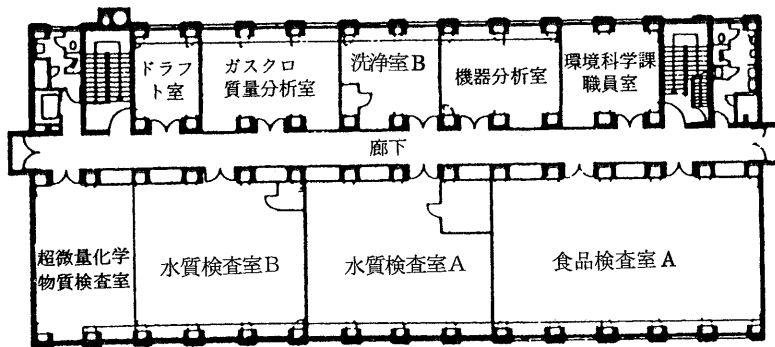
〔一階〕



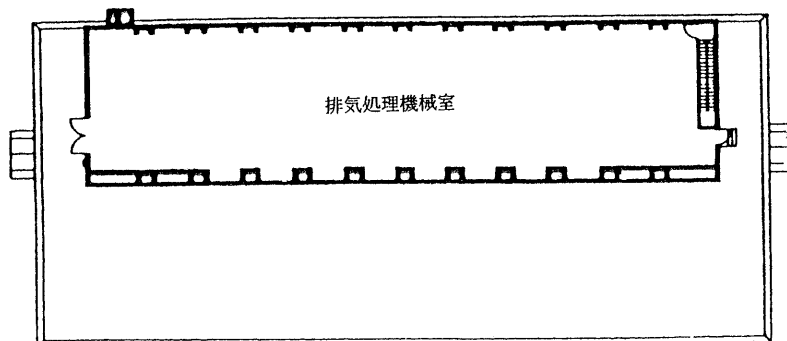
〔二階〕



〔三階〕



〔四階〕



6 平成12年度歳入歳出決算

(1) 歳入

(単位 千円)

科 目	予算現額	調定額	収入済額	備 考
使用料及び手数料	207,754	126,491	81,263	
国庫支出金	30,350	28,886	1,464	
雑入	221	164	57	
歳入合計	238,325	155,541	82,784	

(2) 歳出

(単位 千円)

科 目	議決予算額	支出済額	不用額	備 考
特殊勤務手当	2,111	1,677	434	
時間外勤務手当	23,284	18,586	4,698	
休日勤務手当	0	204	204	
管理職勤務手当	80	0	80	
共済費	4,064	3,599	465	
賃金	28,621	28,439	182	
報償費	1,722	794	928	
旅費	5,269	4,756	513	
需用費	88,817	100,413	11,596	
食糧費	23	22	1	
光熱水費	21,411	17,498	3,913	
燃料費	3,196	2,485	711	
建物補修費	851	179	672	
役務費	7,903	6,461	1,442	
委託料	58,214	53,020	5,194	
使用料及び賃借料	21,579	18,152	3,427	
工事請負費	136,391	136,394	3	
備品購入費	125,095	132,045	6,950	
負担金	329	237	92	
補助金	250	250	0	
合 計	529,210	525,211	3,999	

7 平成13年度予算

(1) 歳入

(単位 千円)

科目	議決予算額	前年度予算額	比較増減	備考
使用料及び手数料	170,951	207,754	36,803	
国庫支出金	2,000	30,350	28,350	
雑入	221	221	0	
歳入合計	173,172	238,325	65,153	

(2) 歳出

(単位 千円)

科目	議決予算額	前年度予算額	比較増減	備考
特殊勤務手当	2,111	2,111	0	
時間外勤務手当	21,605	23,284	1,679	
休日勤務手当	0	0	0	
管理職手当	80	80	0	
共済費	4,109	4,064	45	
賃借料	28,728	28,621	107	
報消費	1,722	1,722	0	
旅費	4,348	5,269	921	
需用費	87,816	88,817	1,001	
食糧費	23	23	0	
光熱水費	25,129	21,411	3,718	
燃料費	4,256	3,196	1,060	
建物補修費	851	851	0	
役務費	8,623	7,903	720	
委託料	47,328	58,214	10,886	
使用料及び賃借料	21,431	21,579	148	
工事請負費	0	136,391	136,391	
備品購入費	23,152	125,095	101,943	
負担金	329	329	0	
補助金	0	250	250	
合計	281,641	529,210	247,569	

8 札幌市衛生研究所条例，同施行規則

札幌市衛生研究所条例

(昭和37年3月31日)
(条例第12号)

改正 昭和46年12月条例第45号 昭和48年3月条例第10号
昭和63年 6月条例第39号 平成 6年3月条例第24号
題名…改正 昭和48年 3月条例第10号

(設 置)

第1条 本市は，保健衛生に関する試験，検査，調査及び研究（以下「試験等」という。）を行い，公衆衛生の向上を図るため，衛生研究所（以下「研究所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 研究所の名称及び位置は，次のとおりとする。

名 称	位 置
札幌市衛生研究所	札幌市白石区菊水9条1丁目

(業 務)

第3条 研究所は，第1条の目的を達成するため，次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保健衛生に関する試験及び研究
- (2) 保健衛生に関する試験方法及び検査方法の調査及び研究
- (3) 保健衛生に関する試験検査機関等に対する研修及び指導
- (4) 保健衛生に関する試験及び検査に係る情報の解析及び提供
- (5) その他設置目的達成のために必要な業務

(使用料及び手数料)

第4条 研究所において行う業務又はその設備の使用については，この条例の定めるところにより使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）を徴収する。

- 2 前項の使用料及び手数料の額は，健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成 6 年厚生省告示第54号。以下「算定方法」という。）により算定した額の8割に相当する額の範囲内で市長が定める。ただし，算定方法の定めのないものについては，算定方法に準じて市長が定める。
- 3 使用料等は，市長が特別の事由があると認めるときは，これを減免することができる。

(使用料等の納付時期等)

第5条 使用料等は設備の使用，試験等の依頼又は証明書の交付の際に納めなければならない。ただし，市長が特別の事由があると認めるときは，この限りでない。

- 2 既に納めた使用料等又は試験等のため提出した物件は，これを還付しない。ただし，市長が特に必要があると認めるときは，その全部又は一部を還付することができる

(賠償)

第6条 設備の使用者又は入所者が建物，設備及びその他の物件をきそんし，もしくは滅失したときは市長の定めるところにより，これを原状に復し，又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は，市長が定める。

附 則

- 1 この条例は，昭和37年4月1日から施行する。
- 2 条例第2条の規定にかかわらず，当分の間試験所の位置は，市長が別に定める。

附 則 (昭和46年条例第45号)

- 1 この条例は，昭和47年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(以下ただし書き省略)
- 2 この条例の規定による位置又は区域の町名を改める改訂規定に関わらず，その改定規定中施行日のおける町名と異なる町名で表示されている，その異なる町名は，施行日から地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定による知事の告示又は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告の日(以下「変更日」という。)までは，変更日前の町名で表示されたものとみなす。

3～6 省略

附 則 (昭和48年条例第10号)抄

- 1 この条例は，昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年条例第39号)

この条例の施行期日は，市長が定める。

(昭和63年規則第60号で昭和63年10月11日から施行)

附 則 (平成6年条例第24号)

この条例は平成6年4月1日から施行する。

札幌市衛生研究所条例施行規則

(昭和37年 3月31日)
規則第16号

改正 昭和46年 7月規則第44号 昭和47年 3月規則第17号 昭和48年 3月規則第20号
昭和50年 7月規則第42号 昭和52年 3月規則第21号 昭和55年 3月規則第10号
昭和55年12月規則第73号 昭和56年 2月規則第 3号 昭和56年 9月規則第36号
昭和58年 3月規則第14号 昭和59年 3月規則第16号 昭和60年 3月規則第 5号
昭和61年 5月規則第31号 昭和63年 3月規則第17号 昭和63年 6月規則第46号
平成元年 8月規則第52号 平成 4年 3月規則第27号 平成 6年 3月規則第23号
平成 6年 3月規則第33号 平成 8年 3月規則第22号 平成12年 3月規則第17号
平成13年 3月規則第22号
題名・・・改正 (昭和48年 3月規則第20号)

(目 的)

第1条 この規則は、札幌市衛生研究所条例 (昭和37年条例第12号。以下「条例」という。) の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用及び依頼の手續)

第2条 衛生研究所 (以下「研究所」という。) の設備を使用し、又は保健衛生に関する試験、検査、調査若しくは研究 (以下「試験等」という。) を依頼しようとする者は、次の各号に掲げる申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 研究所の設備の使用については、設備使用申込書(様式1)
- (2) 試験等の依頼については、試験等申込書(様式2)

(使用料及び手数料)

第3条 条例第4条第2項の規定による使用料及び手数料の額は、別表に定めるもののほか、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法 (平成6年厚生省告示第54号) 別表第1医科診療報酬点数表により算定した額の8割相当額とする。

(使用料等の納付時期)

第4条 前条の使用料又は手数料 (以下「使用料等」という。) は、次の各号の一に該当するときは、これを事後に納付させることができる。

- (1) 試験等の結果が判明しなければ、料金を算出し難いとき。
- (2) その他市長が特別の事由があると認めるとき。

(減免の手續)

第5条 条例第4条第3項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、減免申請書 (様式3) を市長に提出しなければならない。

(成績書等の交付)

第6条 衛生研究所長は、試験等の結果が判明したときは成績書、検査書等を交付する。

- 2 成績書等の様式は、別に定める。 **附 則**

- 1 この規則は、昭和37年4月1日から施行する。
- 2 札幌市保健所使用料及び手数料条例施行規則（昭和33年規則第31号）の一部改正
〔省略〕

附 則（昭和46年規則第44号）～附 則（平成4年規則第27号）省略

附 則（平成8年規則第22号）～附 則（平成12年規則第17号）省略

附 則（平成13年規則第22号）省略

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

別表

		種 別		単 位	料 金	摘 要	
疫 学 試 験 検 査	食 品 細 菌 検 査	一 般 生 菌 数		1項目	3,500円		
		大 腸 菌 群		1項目	3,500円		
		各 種 細 菌 検 査		1項目	5,200円		
		レ ジ オ ネ ラ 菌 検 査		1項目	13,600円		
		血 清 型 別 検 査		1項目	2,900円		
		抗 生 物 質 検 査		1検体	16,600円	簡易検査及び分別推定検査	
		食 中 毒 菌 検 査		1検体	36,000円		
	ウ イ ル ス 検 査	分 離 培 養 検 査	組 織	1検体	15,600円		
		電 子 顕 微 鏡 に よ る 検 査	直 接 電 顕	1検体	12,000円		
			免 疫 電 顕	1検体	23,700円		
臨 床	妊 婦 甲 状 腺 機 能 検 査		1検体	1,000円			
理 化 学 試 験 検 査	飲 料 水	化 学 検 査	普 通 法	1検体	4,800円		
			精 密 法	1検体	78,300円		
		細 菌 検 査		1検体	2,900円		
	プ ー ル 水	化 学 検 査		1検体	4,000円		
		細 菌 検 査		1検体	2,200円		
	浴 場 水	化 学 検 査		1検体	2,400円		
		細 菌 検 査		1検体	1,600円		
	簡 易 物 理 検 査		1項目	800円			
	化 学 検 査	簡 易 な も の	簡 易 な も の		1項目	2,400円	
			やや複雑なもの		1項目	4,700円	
			複雑なもの		1項目	7,300円	
			きわめて複雑なもの		1項目	27,300円	
			特殊なもの		1検体	43,600円	3項目まで。4項目からは1項目増すごとに7,200円を加算する。
			低沸点有機ハロゲン化合物		1検体	26,900円	4項目まで。5項目からは1項目増すごとに4,800円を加算する。
	生 物 同 定 検 査		1検査	1,600円			
	家 庭 用 品	容 器 又 は 被 包	簡 易 物 理 検 査		1項目	1,600円	
		簡 易 な も の		1項目	2,100円		
やや複雑なもの		1項目	8,000円				
複雑なもの		1項目	12,700円				
きわめて複雑なもの		1項目	36,300円				

種 別		単 位	料 金	摘 要	
理 化 学 試 験 査 検 査	家 庭 用 品	トリクロロエチレン及び テトラクロロエチレン	1検体	31,800円	
		トリフェニル錫化合物及 びトリブチル錫化合物	1項目	40,600円	
		有機錫化合物確認試験	1項目	21,700円	
	牛 乳	化 学 検 査	1検体	7,800円	アルコール定性試験を行う場合は 1,400円を加算する。
		乳 製 品			
		無 脂 乳 固 形 分	1項目	7,700円	
		乳 脂 肪 分	1項目	6,800円	
	清涼飲料水	化 学 検 査	1検体	45,800円	
	器 具 及 び 容 器 包 装	フ ェ ノ ール	1項目	1,300円	
		缶 ・ ビ ン 圧 試 験	1検体	1,300円	
		蒸 発 残 留 物	1項目	2,700円	
		過マンガン酸カリウム消費量	1項目	2,700円	
		重 金 属 硫 化 物 試 験	1項目	2,700円	
		ジ ブ チ ル 錫 化 合 物	1項目	7,100円	
		ホルムアルデヒド	1項目	8,100円	
		n-ヘキサン抽出物質定量試験	1項目	8,100円	
		金 属 定 量 試 験	1項目	10,900円	
		クレゾールリン酸エステル	1項目	14,000円	
		モ ノ マ ー (揮発性物質)	1項目	20,300円	
		ビスフェノールA	1項目	20,300円	
フタル酸エステル		1検体	24,400円		
食 品 添 加 物	合 成 甘 味 料 定 量 試 験	1項目	12,900円		
	合 成 着 色 料 定 性 試 験	1項目	8,100円	1色につき	
	天 然 着 色 料 定 性 試 験	1項目	11,400円	1色につき	
	プロピレングリコール定量試験	1項目	12,500円		
	合 成 保 存 料 定 量 試 験	1項目	9,700円		
	発 色 剤 定 量 試 験	1項目	8,100円		
	発 酵 調 整 剤 定 量 試 験	1項目	10,900円		
	漂 白 剤 定 量 試 験	1項目	8,100円		
	臭素酸カリウム定量試験	1項目	10,900円		
	縮 合 リ ン 酸 定 量 試 験	1項目	10,900円		
	酸 化 防 止 剤 定 量 試 験	1項目	10,900円		
	防 カ ビ 剤 定 量 試 験	1項目	10,900円		
ポリソルベート定性試験	1項目	11,800円			
生 あ ん	シ ア ン 定 量 試 験	1項目	11,000円		

		種 別	単 位	料 金	摘 要
理 化 学 試 験 検 査 の 他	即 席 め ん	酸 価	1項目	6,600円	
		過酸化物価	1項目	6,600円	
	糖 試 験	全糖簡易定量試験	1項目	1,500円	
		糖類分別定量試験	1項目	13,000円	
	添加物規格試験		1検体	22,700円	金属定量試験のあるものは除く。
	異物試験	浮上法又は沈降法	1検体	10,900円	
		直接検鏡	1検体	3,300円	
	栄 養 分 析	水 分	1項目	3,200円	
		灰 分	1項目	8,100円	
		粗 た ん 白	1項目	8,100円	
		粗 脂 肪	1項目	8,100円	
		粗 繊 維	1項目	8,100円	
		で ん 粉	1項目	9,000円	
		ビ タ ミ ン B1	1項目	13,500円	
		ビ タ ミ ン B2	1項目	13,500円	
		ビ タ ミ ン C	1項目	13,500円	
		ビ タ ミ ン A	1項目	20,800円	
	そ の 他	ビ タ ミ ン E	1検体	24,500円	2項目まで。3項目からは1項目増すごとに12,000円を加算する。
		水素イオン濃度測定試験	1検体	1,600円	
		濁 度	1項目	1,700円	
		蛍光染料簡易定性試験	1検体	3,300円	
		カルボニール価	1項目	6,700円	
		チオバルピツール酸価	1項目	6,700円	
		水分活性試験	1項目	6,800円	
		陰イオン界面活性剤定量試験	1項目	8,100円	
		揮発性塩基窒素定量試験	1項目	8,100円	
		K 値	1項目	9,800円	
		アルコール定量試験	1項目	10,900円	
		金属定量試験	1項目	13,000円	
		不揮発性腐敗アミン定量試験	1項目	16,400円	
合成抗菌剤定量試験		1項目	24,400円		
残留塩素定量試験		1項目	24,400円		
有機水銀定量試験	1項目	24,400円			
一酸化炭素定量試験	1項目	24,400円			
放射能核種検査	1検体	17,200円	ガンマー線核種定量試験に限る。		

		種 別		単 位	料 金	摘 要	
農 薬 検 査	残留農薬 定量試験	多成分		1検体	49,200円	3項目まで。4項目からは1項目増すごとに9,800円を加算する。	
		単成分		1項目	24,600円		
	P C B 定量試験	食 品		1検体	64,900円		
		包装紙		1検体	24,600円		
公 害 試 験 検 査	簡易物理検査			1項目	800円		
	一般化学 定量試験	簡易なもの		1項目	2,400円		
		やや複雑なもの		1項目	4,700円		
		複雑なもの		1項目	7,300円		
	金属定量試験			1項目	7,300円		
	有機水銀定量試験			1検体	23,100円		
	有機リン定量試験			1検体	23,200円	3項目まで。4項目からは1項目増すごとに4,100円を加算する。	
	低沸点有機ハロゲン化合物定量試験			1検体	26,900円	4項目まで。5項目からは1項目増すごとに4,900円を加算する。	
	生物化学的酸素要求量測定試験			1検体	8,300円		
	水 質 汚 濁 検 査	細菌検査	菌 数		1項目	3,300円	
			最 確 数		1項目	5,300円	
			M F C 法		1項目	3,800円	
	有害化学物質 定量試験	農薬類		1検体	43,600円	3項目まで。4項目からは1項目増すごとに7,300円を加算する。	
		その他のもの		1項目	40,500円		
	土 壌 ・ 底 質 試 験	簡易なもの			1項目	4,500円	
		やや複雑なもの			1項目	8,300円	
		複雑なもの			1項目	9,600円	
		特殊なもの			1項目	20,500円	
		有害化学物質 定量試験	農 薬 類		1検体	46,100円	3項目まで。4項目からは1項目増すごとに7,300円を加算する。
	その他のもの		1項目	44,600円			
	大 気 汚 染 検 査	降下ばいじん 測定試験	不溶解性成分		1検体	11,200円	
			溶解性成分		1検体	20,500円	
		硫黄酸化物定量試験			1検体	5,800円	
簡易物理検査			1項目	1,800円			
一般化学定量試験		簡易なもの		1項目	3,200円		
		複雑なもの		1項目	7,200円		
浮遊粉じん 試験		濃度測定	一般ろ紙法		1項目	3,800円	
			特殊ろ紙法		1項目	9,300円	
	金属定量試験		1項目	11,200円			

種 別		単 位	料 金	摘 要		
公害試験検査	浮遊粉じん試験	特成殊分 簡易なもの	1項目	7,900円		
		複雑なもの	1項目	28,000円		
	ガス状成分	簡易なもの	1項目	7,900円		
		複雑なもの	1項目	18,400円		
	重油中硫黄分測定		1検体	5,800円		
	悪臭分析	アンモニア定量試験	発生源測定	1項目	18,400円	
			環境測定	1項目	23,600円	
		特殊悪臭ガス定量試験	発生源測定	1検体	30,700円	
			環境測定	1検体	31,700円	
		臭気指数測定試験	発生源測定	1検体	42,000円	
			環境測定	1検体	50,000円	
	金属定量試験(雨・雪)		1項目	8,500円		
	アスベスト定量試験		1項目	15,300円		
	低沸点有機ハロゲン化合物定量試験	発生源測定	1検体	30,800円	4項目まで。5項目からは1項目増すごとに7,000円を加算する。	
		環境測定	1検体	32,800円	4項目まで。5項目からは1項目増すごとに7,000円を加算する。	
	ダイオキシン類検査	ダイオキシン類定量試験	通常のもの	1検体	230,000円	
やや複雑なもの			1検体	250,000円		
複雑なもの			1検体	280,000円		
その他	設備等使用料		1回	実費相当額		
	自動記録計用液調製手数料	等価液	1標準物質	6,200円		
	証明手数料(再発行)	一般	1件	300円		

備考

- 1 保健対策上特に必要があるときは、この表の料金によらないことができる。
- 2 この表に記載していない使用料等は、他の類似する種目に対応する使用料等に準じて徴収する。